

事 務 連 絡

令和 3 年 9 月 17 日

各都道府県 保健統計主管係長殿

厚生労働省

政策統括官付参事官付保健統計室

医療政策統計第二係長

病院報告における外来患者延数の計上方法について

病院報告につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

病院報告調査票の記入方法につきましては、記入要領に記載のとおりですが、今般、新型コロナワクチン接種の関係で複数の照会があり、以下のとおり回答していますので、お知らせします。

(照会内容)

病院報告において、新型コロナワクチンの接種に来院した患者については、「外来患者延数」に計上するのか。

(回答)

病院報告における「外来患者延数」には、当月の新来、再来患者及び往診、巡回診療、健康診断、人間ドック等を行い、診療録の作成又は記載の追加を行った患者の延数を記入します。(別添：記入要領参照)

したがって、「診療録の作成又は記載の追加」を行った新型コロナワクチン予防接種者は、病院報告の「外来患者延数」に計上してください。

病院の事業として、院外における巡回接種を行った場合及び「新型コロナワクチン接種に当たっての診療録の作成について」(令和 3 年 5 月 28 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室・医政局医事課事務連絡 <https://www.mhlw.go.jp/content/000786211.pdf>)により、予診票の写しを診療録とする場合も、病院報告における「外来患者延数」に計上することとなります。また、記入要領にあるとおり、計上数が前月分と比較して著しく増減がある場合は、備考欄にその理由を記載するようお願いします。(例えば、ワクチン接種による外来患者増など)

なお、病院報告における「外来患者延数」と医療法令上の配置基準の関係についての照会も一部受けています。病院報告における「外来患者延数」は、統計法に基づく統計調査の数値です。医療法施行規則に基づく配置基準の算定根拠には関知しません。